

障害者（三障害）法定雇用率制度改正変遷に関する参考資料

1960年（昭和35年）・身体障害者雇用促進法制定（民間企業努力義務雇用率）

1976年（昭和51年）・改正身体障害者雇用促進法

*身体障害者：法定雇用率義務化 法定雇用率1,5%

納付金制度創設、重度身体障害者ダブルカウント方式採用

1987年（昭和62年）・「障害者の雇用の促進等に関する法律」に名称を変更。

*知的障害者・実雇用率の算定特例。（みなし法定雇用率）

*親会社みなし雇用率合算に伴い特例子会社制度法制化。

1988年（昭和63年）・法定雇用率 1,6%

1992年（平成04年）・*重度知的障害者ダブルカウント対象。

1997年（平成09年）・*知的障害者：法定雇用率義務化 法定雇用率1,8%

2006年（平成18年）・4月精神障害者(精神障害保健福祉手帳所持者)、
実雇用率の算定特例（みなし法定雇用率）。

*「国連障害者権利条約」採択

2007年（平成19年） 日本政府 署名 世界各国103カ国批准

2012年（平成24年）*7月自立支援法に代わる障害者総合支援法成立・公布

2013年（平成25年）・1) 4月 1日 法定雇用率2,0%

2) 4月 1日 改正労働契約法 施行

3) 6月13日 改正障害雇用促進法 成立

(2018年4月1日 精神障害者法定雇用率 義務化)

2013年12月

NPO法人障がい者ダイバーシティ研究会

事務局 安部 省吾

